

平成21年8月25日

保護者 様

足立区立第五中学校
校長 新倉 猛

新型インフルエンザ感染予防について

夏休み明けの登校が本日より始まりました。新聞報道でも取り上げられているように学校再開に伴い、インフルエンザの感染拡大が懸念されております。

本校でも足立区のインフルエンザ対策本部の検討事項を受け今後も対応策を実施していきます。

各ご家庭でも以下の事項に重ねてご注意いただきますようお願いいたします。

◎ 学校は集団感染が起こる可能性が高いことから以下にご協力ください。

- ① 急な発熱（38℃以上）や咳、咽頭痛等のインフルエンザ様症状がある場合は、登校を控えてください。その際は、始業までに（8：20）必ず欠席の連絡を入れてください。また、速やかに医師の診察を受けていただくようお願いいたします。
- ② 登校後に発熱、カゼ等の症状がある場合は保健室で個別に健康観察を行います。発熱症状があると判断した場合は、直ちに保護者に連絡し下校させます。帰宅後は医療機関に受診させるなど生徒の健康管理に万全を期していただくようお願いいたします。

◎ 家庭での対応にあたり以下のことにご留意ください。

- ① 健康状態に注意し、過労や不摂生を避け、栄養に十分注意して体の抵抗力を低下させないようにしましょう。
- ② 流行時には、人ごみや混雑する場所への出入りを控えましょう。
- ③ インフルエンザ様症状（発熱、悪寒、頭痛、咽頭痛、咳等）があるときには、速やかに医師の診察を受けて安静にしましょう。
- ④ 医師の診察を受け、インフルエンザと診断された場合は、学校へ必ず連絡ください。⇒学校保健法による出席停止の措置をとらせていただきます。出席停止の用紙については学校からお渡ししますので担任に連絡ください。（足立区役所のホームページから出席停止の用紙をダウンロードすることもできます。）
- ⑤ 解熱後も十分休養を取り、体力の回復を図ってください。

平成21年9月16日

保護者 様

足立区立第五中学校
校長 新倉 猛

新型インフルエンザに関する対応について

新型インフルエンザの予防については、各ご家庭でもご注意いただいていることと思います。夏休み明け以降、本校としても予防対策と併せて発生時の措置について、学校医の助言のもと検討をすすめてまいりました。今のところは目立った欠席者の増加もなく、すべての教育活動は予定通りに実施できる状況にあります。

各種報道にもあるように、さらなる流行の拡大が懸念されています。9月11日に出された足立区からの通知を踏まえ、今後の対応について以下のように実施することをお知らせいたします。

平時の対応

1. 欠席者の状況の把握と欠席理由の確認を行う。
2. 登校生徒の健康観察、健康状態の確認の徹底を図る。
3. 感染予防対策（手洗い・うがい・咳エチケット）の徹底を指導する。

発生時の対応

◎ インフルエンザA型の診断を受けた生徒が出た場合

1. 発症者と接触の可能性のある集団（学級、部活動等）の健康観察を実施する。
2. 全校生徒を対象に、健康観察カードによる健康管理を実施する。

◎ インフルエンザ様疾患での欠席生徒が在籍生徒の2割を超えた場合

1. 保健所、学校医に連絡し、学校活動の対応等について医学的見地から指導・助言を得る。
2. 発症生徒へは出席停止の措置（学校保健安全法の規定）をとるとともに、学級閉鎖等臨時休業の措置を検討、実施する。休業期間は4日間を原則とするが、生徒の状況により休業期間の延長等の措置をとる場合もある。

臨時休業の措置をとる場合は、文書をもって各家庭に通知する。ただし当日の欠席者については個別に連絡する。

学校は集団感染が起こる可能性が高いことから、引き続きご協力ください。

◎急な発熱（38℃以上）や関節痛、咳、咽頭痛等のインフルエンザ様症状がある場合は、登校を控えてください。その際は、始業までに（8：20）必ず欠席の連絡を入れてください。また、速やかに医師の診察を受けていただくようお願いします。

◎医師の診察を受け、インフルエンザと診断された場合は、学校へ必ず連絡ください。

⇒学校保健法による出席停止の措置をとらせていただきます。

出席停止の用紙については学校からお渡ししますので担任に連絡ください。

（足立区役所のホームページから出席停止の用紙をダウンロードすることもできます。）